

(平成23年8月3日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認熊本地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における厚生年金保険被保険者記録のうち、申立期間に係る資格喪失日（昭和23年12月1日）及び資格取得日（昭和24年5月2日）を取り消し、申立期間の標準報酬月額を昭和23年12月は2,700円、24年1月は3,600円、同年2月は4,500円、同年3月は4,800円、同年4月は4,500円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年12月1日から24年5月2日まで

私は、昭和21年4月から36年8月までA社に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が確認できなかった。事業所には継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、年金事務所の記録では、A社において昭和21年4月1日に厚生年金保険の資格を取得し、23年12月1日に資格を喪失後、24年5月2日に同事業所において再度資格を取得しており、23年12月から24年4月までの申立期間の被保険者記録が無い。

しかしながら、申立人が保管している申立期間の給与明細書及び同僚の証言により、申立人が申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが確認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書において確認できる保険料控除額から、昭和23年12月は2,700円、24年1月は3,600円、同年2月は4,500円、同年3月は4,800円、同年4月は4,500円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主から申立人に係る被保険者資格の喪失届や取得届が提出されていないにもかかわらず、社会保険事務所（当時）がこれを記録することは考え難いことから、事業主が社会保険事務所の記録どおりの資格の喪失及び取得の届出を行っており、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和 23 年 12 月から 24 年 4 月までの保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間にかかる保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年10月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年10月から62年3月まで
昭和58年頃は収入が少なく、国民年金保険料を納付していなかったところ、何度も督促のはがきが来たので問い合わせして保険料額を聞き、まとめて納付したのに申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金保険料の督促状が何度も来たので問い合わせして、まとめて納付したと主張しているが、申立期間の保険料を納付した場所、保険料額等の具体的な供述が得られず、保険料の納付状況等が不明である。

また、A市の申立人に係る申立期間の国民年金保険料の納付記録は未納となっており、オンライン記録と一致しているほか、申立人は、申立期間の保険料をまとめて納付した時期を昭和62年4月頃と主張しているが、オンライン記録の納付書作成欄には、63年6月11日に過年度納付書が発行された記録があることから、当該時点では過年度に未納があったものと推認でき、少なくとも申立期間の一部の保険料は未納であったものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す資料（家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年3月から60年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月から60年10月まで
昭和48年頃、国民年金に任意加入して国民年金保険料を納付していた。
夫の転勤で、A地に転入してからも何があっても国民年金だけは支払を続けようと思って、保険料を納付していた記憶がある。
申立期間が国民年金の未加入とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に昭和48年8月頃に任意加入して、国民年金保険料を納付し、申立期間に係る国民年金保険料については、B町（現在は、C市）及びA市への転入届の手續と同時期に国民年金の加入手續を行い、申立期間の保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、オンライン記録によると、申立人は、申立期間直後の昭和60年11月18日付けで国民年金に任意加入しており、申立期間は未加入期間として記録されている上、D市が保管する国民年金被保険者名簿においても未加入期間とされていることから、申立人は、申立期間に係る保険料を納付することはできなかったものと考えられるほか、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、C市は、申立期間において、同市が保管している国民年金保険料収納簿に申立人の氏名を確認することができないと回答しており、同市において申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間に係る保険料の納付に関する記憶が曖昧である上、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 1 日から 42 年 7 月 16 日まで
② 昭和 44 年 3 月 1 日から同年 7 月 20 日まで

A社及びB社に勤務した申立期間について、脱退手当金を受け取った記憶が無いので、脱退手当金を受給していないことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給対象となっている期間のうち最終の事業所であるB社に係る申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する「脱手」の印が押されているとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立期間である2回の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は同一番号で管理されているにもかかわらず、申立期間後の厚生年金保険被保険者期間は別の番号となっており、脱退手当金を受給したため番号が異なっていると考えるのが自然である上、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 21 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 10 月 1 日から 54 年 6 月 1 日まで

私は、申立期間にA社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にA社に勤務していたことは、雇用保険の加入記録から推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、同事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、平成元年5月1日からであり、申立期間は適用事業所でないことが確認できる上、同事業所の元役員は、「A社は申立期間に社会保険の適用を受けておらず、従業員の給与から保険料を控除することは無い。」と証言している。

また、オンライン記録によると、申立人は、申立期間は国民年金の強制加入被保険者であり、当該期間に係る国民年金保険料を納付していたことが確認できる上、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料も無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 52 年 7 月 1 日から 53 年 6 月 1 日まで
② 昭和 55 年 1 月 20 日から 57 年 7 月 1 日まで

申立期間①はA社に、申立期間②はB社に勤務していたが、厚生年金保険の加入記録が確認できなかった。申立期間に勤務していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人はA社に継続して勤務していたと申し立てている。

しかしながら、オンライン記録からA社で勤務していることが確認できる複数の従業員に聴取したものの、申立人が当該期間において同社で勤務していたとの証言は得られない上、当時の事業主とは連絡がとれず、申立人の勤務をうかがわせる証言が得られない。

また、A社は平成 16 年 5 月 31 日に解散しているため、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる関連資料等はなく、複数の同僚も申立人の給与からの保険料控除の状況を承知しておらず、証言が得られない。

申立期間②について、B社の元事業主は、勤務期間は定かではないが、申立人は同社で勤務していたと供述している。

しかしながら、オンライン記録から、B社は厚生年金保険の適用事業所であることが確認できず、元事業主は、同社が厚生年金保険の適用を受けていないため、申立人の給与から保険料を控除していなかったと供述している上、申立人が挙げた複数の同僚は所在が不明であり、申立人の給与からの保険料控除の状況についての証言が得られない。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の事業主による控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 1 日から 48 年 4 月 1 日まで

私は、昭和 45 年 12 月から 48 年 3 月まで A 社に正社員として勤務していたが、申立期間について厚生年金保険の記録が確認できないので、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間について、A 社に継続して勤務しており、同社を退職後、B 社に勤務したと主張しているが、申立人の戸籍の附票を見ると、昭和 47 年 2 月 27 日に同社の所在地に住所を定めていることが確認できることから、少なくともこの時点では、A 社を退職していることが推認できる。

また、申立人が同時期に A 社に勤務していたとする元妻のオンライン記録を見ると、申立人同様、昭和 46 年 6 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失している上、その元妻は、「申立人は 46 年 7 月頃から B 社に勤務していたと記憶している。」と証言しており、申立人の申立期間に係る勤務実態について、確認することができない。

さらに、A 社は、既に適用事業所ではなくなっており、給与から厚生年金保険料が控除されたことを確認できる資料は無い上、同社で経理を担当していた元取締役からも保険料の控除等に関する証言を得られないことから、申立人の申立期間に係る厚生年金保険の適用状況等について確認することができない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 43 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年 11 月 1 日から 2 年 2 月 1 日まで
職業安定所から社会保険完備ということで紹介され、A社に勤務していたので、申立期間について、厚生年金保険被保険者であったはずである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録により、申立人が、申立期間のうち、平成元年 11 月 1 日から 2 年 1 月 26 日までA社に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A社において経理事務を担当する事業主の妻は、「申立人に係る厚生年金保険に関する資料は見当たらない。仕事上危険な作業もあるため、労災保険と一緒にいる雇用保険には採用後直ちに加入させていたが、厚生年金保険については3、4か月様子を見てから加入手続を行っていた。」と証言している。

また、A社の専務夫妻も、同社において、3か月の試用期間があったと回答している上、申立期間に同社に勤務していた同僚からも、申立人に係る厚生年金保険の加入状況や厚生年金保険料の控除に関する証言は得られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。